

第11回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第11回岩手町農業委員会総会は、令和6年5月21日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第6 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 幅 清一

2番 福浦 昌博

3番 佐々木 金見

4番 菊池 暢子

5番 藤澤 暁宏

6番 府金 秀一

8番 瀬川 浩美

9番 佐々木 夏子(職務代理)

(議長)10番 福士 好子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

7番 田中 正志

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 田中 盛夫

局長補佐 松田 伸

農地利用係長 千葉 優子

副主任 藤川 翔太郎

農地利用最適化推進委員 早坂 浩美

農地利用最適化推進委員 三浦 啓臣

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第11回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

会議録署名委員は、8番瀬川浩美委員、9番佐々木夏子委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長にお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局長 補佐 議案第1号。議案書は、4ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第1条第1項の規定により提出された許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。

5ページをご覧ください。

番号5、土地の所在は、大字黒内第4地割地内の登記地目、田、現況地目、田の4筆計 8,002 m²について、記載の●●さんの要望により増反を目的に賃貸借権設定を行うものでございます。

場所については、6ページをご覧ください。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員の報告をお願いします。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

三浦推進委員 現地調査の結果について、推進委員の三浦から報告いたします。

本日、午前9時から、菊池委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請、受付番号5番の農地について報告します。

5番の農地は●●の南側約150メートルの所にあり、田として管理されておりました。

申請に際し、借り受ける側の機械および労働力は確保されており、問題ないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番幅委員 借りる人は西根の人ですが、地元で借りる人はいなかった訳ですか。

副主任 地元の話はなかったのですが、この方は県認定の認定農業者の方で6ページの地図だと分かりづらいのですが、この田の並びに●●さんの田が何枚もありまして連続して使うということです。

6番府金委員 ここは町境ですよ。もしかすると、この岩手町の田の住所の反対側は八幡平市の住所をもっていたりするのですか。

副主任 町境で分かりづらく、確かに入り組んでいる所があるのですが、ここは岩手町の住所です。

1番幅委員 ここは黒内のダムから来る水を利用しているのか。

副主任 はい。一方井土地改良区の受益地で、その話は●●さんが土地改良区にしております。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議 長 日程第5、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第2号。議案書は、7ページをご覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、農地法第4条第2項の規定を準用し、同条第3項の規定により意見の決定を求めるものでございます。

議案書は8ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は、大字五日市第9地割地内の畑1筆、計281.00㎡について、一般住宅を建築するため土地代総額記載の金額において売買するものでございます。

場所につきましては、9ページをご覧ください。

事業計画につきましては、10、11ページをご覧ください。

現在ご説明いたしました1番につきましては、現地調査をしておりますので調査員の報告をお願いします。また、県知事への意見書・調査書につきましては、事務局より説明いたします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査報告、意見書及び調査書の説明をお願いします。

三浦推進委員 現地調査の結果について、推進委員の三浦から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

5条申請、受付番号1番の農地について報告します。

1番の対象地は●●の北側約250メートルの所にあり、畑として管理されておりました。

各種申請に際し周辺農地への影響はなく、また、転用する計画の面積、内容にも問題がないと確認いたしました。

以上で報告を終わります。

副 主 任 続きまして、事務局から説明いたします。

受付番号 1 番の申請について説明いたします。

申請理由は議案書 10 ページの事業計画書記載のとおり一般住宅建築に伴うものであり、場所は 9 ページ、申請地内の具体的な配置は 11 ページ記載のとおりとなります。

12 ページ及び 13 ページをご覧ください。

(意見書・調査書の内容を説明)

計画に問題はなく、総じて許可足り得るものであると判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長 一連の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第 3 号

議 長 日程第 6、議案第 3 号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 3 号。議案書は 14 ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

15 ページをご覧ください。

番号 2、土地の所在は、大字五日市第 12 地割地内の登記地目、畑、現況地目、宅地介在畑 182.00 m²について、被相続人が平成 2 年に住宅建築目的で転用許可を受けた土地を取得したが建築されないまま死亡し、現在に至っているものでございます。

願出は現在不動産管理をしている被相続人の精算人弁護士からのものごさいます。

場所につきましては、16 ページをご覧ください。

続きまして番号3、土地の所在は大字子抱第4地割内の登記地目、田、現況地目、原野 729.00 m²について、昭和 59 年以前に先代所有者が労力不足により耕作放棄、原野化したものを、そのまま承継したものでございます。

場所につきましては、17 ページをご覧ください。

現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

早坂推進委員 現地調査の結果について、推進委員の早坂から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の受付番号2番と3番の農地について報告します。

2番の対象地は●●の南西約100メートルの所にあり、原野化しているのを確認いたしました。

3番の対象地は●●の南西約450メートルの所にあり、山林・原野化しているのを確認いたしました。

今回の対象地において、今後農地に復元することは困難であり、農地法の適用を受けない非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第4号

議 長 次に日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案

説明を求めます。

局長 補佐 議案第4号。議案書は24ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和6年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、19、20ページをご覧ください。

番号2、土地の所在は、大字一方井第2地割地内の田3筆 5,379 m²、番号3、大字土川第4地割内の田3筆 8,171 m²、計6筆 13,550 m²について、農業公社を通して地域の担い手が使用貸借するものでございます。

期間は、10年間となります。

以上、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第11回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時53分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長（会長）

8 番

9 番